

## 平成 25 年の沖縄地区税關における不正薬物等の摘発状況

平成 25 年の沖縄地区税關管轄（沖縄県）内における、覚醒剤等の不正薬物及び銃砲類の関税法違反事件に関する摘発実績をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 不正薬物

#### 【覚醒剤事犯】

- ・ 摘発件数は 4 件（前年の 2 倍）と増加、押収量は錠剤 39 錠（前年約 7 kg）と大幅に減少  
→件数の増加は、貿易船船内に対する検査において覚醒剤使用痕（残留物）の発見が相次いだことによるもの
- 押収量の減少は、大口事犯の摘発がなかったことによるもの
- ただし、全国的には手口の大口傾向化が顕著であり、平成 24 年には沖縄地区税關管内においても 2 件の大口事犯の摘発があったことから、今後も引き続き警戒を要する

#### 【大麻事犯】

- ・ 平成 24 年は摘発実績がなかったが、平成 25 年は摘発件数 4 件と一昨年のレベルに戻った  
→全国的には減少傾向にあり

#### 【MDMA、ヘロイン等事犯】

- ・ MDMA、ヘロイン、コカイン、あへん、麻薬原料植物の摘発実績なし

#### 【向精神薬事犯】

- ・ 件数は昨年と同じ 8 件だが押収量は 723 錠で対前年比 129% と増加

#### 【その他の麻薬事犯】

- ・ 摘発件数は 2 件（前年比 80% 減）、押収量は 160 錠（前年比 54% 減）と大幅に減少  
→全国的には増加傾向にあり

### 2. 銃砲類

- ・ 平成 24 年の 6 件に引き続き、平成 25 年も 4 件の事犯を摘発  
→引越貨物から拳銃を摘発  
→国際郵便物から実包を摘発

### 3. その他

- ・ 知的財産侵害事犯として、航空機旅客によるブランド品バッグ等の密輸入事犯を告発  
(別添摘発事例参照)

国民生活の安全・安心を脅かす覚醒剤、麻薬・拳銃等の密輸阻止に関する  
情報提供にご協力を

不審情報は 税關・密輸ダイヤル 0120-461-961 へ

沖縄 地区

## 沖縄地区税関における不正薬物・銃砲の摘発実績

年 種類		年					前年比
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
覚醒剤	件	3	2	3	2	4	200%
	錠	57	47	39	39	全増	
	g	688.58	1979.24	199.73	6,934.55	0.00	全減
大 麻	件	6	3	4		4	全増
	g	185.96	6.49	29.81		475.12	全増
MDMA	件		1				—
	錠		27				—
	g						—
ヘロイン	件				1		全減
	g				1.92		全減
コカイン	件						—
	g						—
あへん (けしがら含 む)	件	1					—
	g						—
	本	71					—
麻薬原料 植物(マジック マッシュルーム等)	件						—
	g						—
							—
その他の麻 薬(含有錠 剤等含む)	件	3	4	6	10	2	20%
	錠	284	102	371	348	160	46%
	g				40.55		全減
向精神薬	件	7	5	8	8	8	100%
	錠	823	437	867	560	723	129%
	g						—
合 計	件	20	15	21	21	18	86%
	錠	1,164	566	1,285	908	922	102%
	g	874.54	1,985.73	229.54	6,977.02	475.12	7%
	本	71					—
参考 (使用回数)	回	24,489	66,554	8,002	232,657	1,872	
銃砲及び 銃砲部品	件	1			3	3	100%
	丁		1		3	6	200%
	点				1		全減
銃砲実包	件	3			3	1	33%
	発	24			5	1	20%

- (注)1. 数字は摘発ベースのものであり、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等  
他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計数量を示す。  
 3. 大麻は、乾燥大麻及び大麻樹脂の合計数量を示す。  
 4. MDMAは、MDMA及びMDAの合計数量を示す。  
 5. 使用回数は、乱用者の通常1回分使用量をもとに換算したものである。

(覚醒剤:0.03g, 乾燥大麻:0.5g, 大麻樹脂:0.1g, ヘロイン:0.01g, コカイン0.03g,  
あへん:0.3g, MDMA・その他の麻薬・向精神薬:0.1g, その他錠剤については1錠、けしがら  
は除く)

## 摘発事例（概要）

### [事例1]

平成25年4月、那覇空港に到着した香港来旅客に対する携帯品検査において  
知的財産侵害物品(偽ブランド品) 76点  
を発見、摘発した。



### [事例2]

平成25年11月、那覇外郵出張所における  
米国来郵便物に対する通関検査により  
大麻草 1.374グラム  
を発見、摘発した。



# 預かり物に要注意！

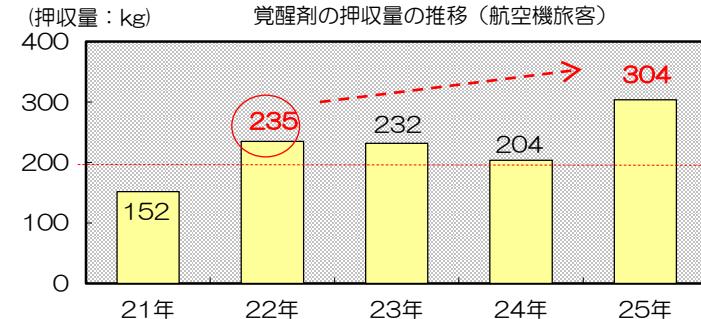
## 平成25年の全国税関における覚醒剤密輸入事件の特徴

- ① 航空機旅客による密輸量が過去最高
- ② 土産物など携帯品に隠匿した件数が50%以上
- ③ 50歳以上の密輸入者が増加



平成24年には、那覇空港でもケニア共和国から大韓民国を経由して帰国した日本人旅客から覚醒剤約2kgを摘発しました。覚醒剤は携帯品内のコーヒー豆の袋内に隠匿されていました。

この方は、ケニアで現地の人から「日本の友人に渡してほしい。」とコーヒー豆を預かりました。



海外では麻薬密輸が死刑の国もあります。

最高刑が死刑の国：中華人民共和国・大韓民国・マレーシア・シンガポールなど

密輸組織は、日本人にターゲットを絞り、日本人の善意につけこんで声を掛けてきます。  
旅行先で親しくなっても、決して他人の荷物を預からないでください。